

様式第6号（第12条関係）

一般廃棄物処理業許可証

第 19 号
令和4年4月1日

未来産業
古谷 等 殿

常総市長 神達 岳志



令和4年3月14日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	常総市水海道橋本町3588番地6
営業所の名称	未来産業
営業区域	収集運搬の区域：常総市（旧水海道市内） 搬入先：平和貨物運送（株）本社営業所
業務の区分	収集・運搬
取扱廃棄物の種類	特定家庭用機器商品化対象物（家電4品目）
許可期間	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。